

## 別紙1

### 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今回の改正案では、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第5-2項の新設を受け、会計基準等に定められている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合の取扱いが示された。しかし、当該取扱いは、企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第5-2項の適用時期よりも前に、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（平成24年改正）の適用初年度の期首においても該当するが、どのように対応すれば良いか。</p>	<p>企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」の適用初年度における連結株主資本等変動計算書の記載については、今回の改正において追加した様式第 6 号等の記載上の注意の取扱いと同様の取扱いとすることが適当と考えられます。</p> <p>具体的には、EDINET の Q&amp;A において対応方法を掲載していますので、ご参照ください。</p>
2	<p>今回の改正案において、中間連結財務諸表に関しては遡及適用などを行った場合の中間連結株主資本等変動計算書における表示の取扱いが明示されたが、中間財務諸表においても同様の規定が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたします。</p>